（その１）

収　支　報　告　書

令和　元　年分

（　　年　　月　　日開催分）

（ふりがな）　ぜいりしによるかめおかよしたみこうえんかい

1. 政治団体の名称　税理士による亀岡よしたみ後援会

2. 主たる事務所の所在地　福島県福島市森合町１４－２９
東北税理士会福島支部内

3. 代表者の氏名　佐藤　吉弘

4. 会計責任者の氏名　佐藤　昌彦

（事務担当者の氏名）　三浦　信雄

（電話）　024-534-3907

（収受欄）



政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

資金管理団体の指定の有無

☐ 有　☑ 無

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の指定の期間

＿＿年＿＿月＿＿日から
＿＿年＿＿月＿＿日まで

活動区域の区分

- ☐ ２以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名　亀岡　偉民

公職の種類　衆議院議員（現職）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

＿＿年＿＿月＿＿日から
＿＿年＿＿月＿＿日まで

（選管使用欄）

団体番号	審査記帳	入力	
5196	☐	☐	

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	280,104
（前年からの繰越額）	150,104
（本年の収入額）	130,000
支　出　総　額	238,068
翌　年　へ　の　繰　越　額	42,036

２　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費	
金　額	
員　数	

(2)　寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ｱ)　個　人　か　ら　の　寄　附		
（うち特定寄附）		
(ｲ)　法人その他の団体からの寄附		
(ｳ)　政　治　団　体　か　ら　の　寄　附		
小　計　(ｱ)＋(ｲ)＋(ｳ)	0	
（寄附のうちあっせんによるもの）		
イ　政　党　匿　名　寄　附		
合　計　（ア＋イ）	0	

注1)　同一の者からの寄附（イに該当するものを除く。）で、その金額の合計額が、年間５万円を超えるものについては（その7）の内訳欄に、その寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに金額及び年月日を記載しなければなりません。なお、租税特別措置法第41条の18の適用を受けようとする場合は、その金額にかかわらず同じく内訳欄の記載が必要です。以上に該当しないものは、（その7）の「その他の寄附」欄にまとめて記載してください。

注2)　イに該当する寄附について（その９）に同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載してください。

（その３）

(3)　機関紙誌の発行その他の事業による収入

事業の種類	金額	備考
亀岡よしたみ議員国政報告会	十億 百万 千 円 130,000	令和元.05.18ザ・ホテル大亀
この頁の小計	130,000	
合計	130,000	

注）「事業の種類」欄には、機関紙誌の発行及び政治資金パーティー開催事業にあっては、事業の種類を「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「甲政治資金パーティ開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載すること。

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額 十億 百万 千 円	備考
1 経常経費		
(1) 人件費		
(2) 光熱水費		
(3) 備品・消耗品費	692	
(4) 事務所費		
小計	692	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	59,376	
(2) 選挙関係費		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費		
ア 機関紙誌の発行事業費		
イ 宣伝事業費		
ウ 政治資金パーティー開催事業費		
エ その他の事業費	168,000	
小計 ((3)ア～エ)	168,000	
(4) 調査研究費	10,000	
(5) 寄附・交付金		
(6) その他の経費		
小計	237,376	
合計	238,068	

（その14）

（２） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	備品・消耗品費	
支出の目的 （1件当たり１万円超のもの）	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考

この頁の小計	0
その他の支出 （1件当たり１万円以下のもの）	692
合計	692

注）　この様式は、資金管理団体及び国会議員関係政治団体が、経常経費のうちの、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費について作成すること（人件費は作成不要）。

「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように小分類した費目まで記載すること。

「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「電気代」、「コピー用紙購入代」、「事務所家賃」というように具体的に記載すること。

（その15）

（３） 政治活動費の内訳			項目別区分	組織活動費 （ 大会費 ）	
支出の目的 （1件当たり１万円超のもの）	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会場借上費	15,750	元.09.02	ザ・セレクトン福島	福島市太田町１３－７３	8/27実施
この頁の小計	15,750				
その他の支出 （1件当たり１万円以下のもの）	43,626				
合計	59,376				

注）「項目別区分」欄には、「組織活動費（大会費）」というように小分類した費目まで記載すること。
「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

（その15）

（３） 政治活動費の内訳			項目別区分	その他の事業費 （亀岡よしたみ議員国政報告会費）	
支出の目的（1件当たり１万円超のもの）	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
懇親会飲食費	168,000	元.05.18	ザ・ホテル大亀	福島市栄町7-3	5/18実施

この頁の小計	168,000
その他の支出（1件当たり１万円以下のもの）	0
合計	168,000

注） 「項目別区分」欄には、「組織活動費（大会費）」というように小分類した費目まで記載すること。
「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

（その15）

（３） 政治活動費の内訳			項目別区分	調査研究費 （ 出席会費 ）	
支出の目的 （1件当たり１万円超のもの）	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考

この頁の小計	0
その他の支出 （1件当たり１万円以下のもの）	10,000
合計	10,000

注） 「項目別区分」欄には、「組織活動費（大会費）」というように小分類した費目まで記載すること。
「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	☐	☑	
イ　建物	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☐	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	☐	☑	
カ　金銭信託	☐	☑	
キ　有価証券	☐	☑	
ク　出資による権利	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

① 領収書等の写し
2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
③ 政治資金規正法監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 2 年 4 月 23 日

政治団体の名称　　税理士による亀岡よしたみ後援会

会計責任者の氏名　佐藤昌彰　印

代表者の氏名（解散団体のみ）　印

（備考）　1　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
2　解散に伴う収支報告書の場合については、代表者であった者の記名押印又は署名が必要であり、署名は必ず代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

令和２年４月１０日

税理士による亀岡よしたみ後援会
代表　佐藤　吉弘　殿

登録政治資金監査人 安部 倫太郎
登　録　番　号 第　３０２１　号
研修修了年月日 平成２１年１０月２３日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、税理士による亀岡よしたみ後援会の令和元年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、税理士による亀岡よしたみ後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

３　業務制限

税理士による亀岡よしたみ後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、税理士による亀岡よしたみ後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上